

令和4年度（2022年度）第10回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年3月10日（金）午後1時30分開会  
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第10回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が会長と白木委員の2名、オンラインでの出席が8名で、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議会の運営につきましては、冒頭の出席者数の報告でも触れましたとおり、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

それでは、資料について確認いたします。

なお、オンラインで参加の委員の皆様には事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-2、資料3-1から資料3-2、資料4とその別紙となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は4件です。

議事（1）は、3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）恵山地熱発電事業環境影響評価方法書についてで、合同会社はこだて恵山地熱の事業でございます。事務局からの主な2次質問と事業者回答の報告、答申文（案）たたき台の説明を予定しております。

議事（2）と議事（3）は、いずれも準備書で1回目の審議となります（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書についてと（仮称）島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書についてです。小樽余市は、濃い青色の図書で、双日株式会社の事業、島牧ウィンドファームは、薄い青色の図書で、コスモエコパワー株式会社の事業です。事務局からは、それぞれの事業概要等の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告を予定しております。

なお、両議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退出をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

議事（4）は、地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についてです。前回の審議会では担当課から制度の説明を行いました。先日、環境審議会から当審議会に正式な依頼がありましたので、ご審議をいただく予定としております。

それでは、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

早速ですが、これより議事（１）に入ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しています（仮称）恵山地熱発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局からの主な２次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速、資料１－１から資料１－４に基づき、ご説明をいたします。

まず、資料１－１の方法書に対する２次質問及び事業者の回答をご覧ください。

委員から提出していただいた質問を中心に、５問程度をご紹介します。

９ページが一番下の質問番号４－３２をご覧ください。

動物について、事業地周辺は、鳥類の主要な渡りのルートとなっていることが想定され、渡り時期の夜間にのみ通過するスズメ目や水鳥等の渡り鳥の中には希少種がいることが想定されることから、これらを見落とさないよう、夜間に渡りを行う鳥類について適切に調査をする必要があるのではないかと、また、日没から３０分間の調査時間帯で十分なのかを質問しました。これに対して、事業者からは、渡りの時期にも夜間調査を実施しており、手法については専門家ヒアリングによって確認を受けている、また、専門家から本事業の規模では渡り鳥への影響は軽微であると考えられるとのコメントもいただいているとのことです。

次に、１枚めくっていただきまして、１０ページの質問番号４－３４をご覧ください。

こちらは、動物に係る実際の踏査ルートを質問しております。ここで資料１－２の４ページをご覧くださいと思いますが、事業者からは、こちらのルートで踏査をしている旨の回答がありました。

次に、同じく１０ページの質問番号４－５０をご覧ください。

植物について、図書の２９７ページに硫化水素及び蒸気における影響については硫化水素の予測結果及び関連する知見等を参考に予測を行うとの記載があるのですが、それについて、硫化水素の植物への影響の予測の大まかな手法について、また、蒸気が植物に及ぼす影響として着氷が考えられるのですが、それについて事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、硫化水素の濃度及び拡散状況により予測を行う、個々の植物ごとの硫化水素の感受性に関する知見は少ないため、周辺の植生への影響の可能性について予測することを想定しているが、準備書段階における最新の知見等を参考に適切に予測を行っていく、また、蒸気による樹木への着氷の影響については、樹木の分布や気象状況等の結果のほか、関連する知見等から影響の可能性の予測を実施するとのことでした。

次に、一番下の質問番号４－３８をご覧ください。

景観について、準備書の段階では、高さの設計についても大まかに行い、フォトモンタージュに反映するのかを質問しました。これに対して、事業者からは、大まかな設計が完

了した状態でフォトモンタージュを作成するとのことです。

最後に、12ページの質問番号4-46をご覧ください。

植物について、自然侵入の可能性のある箇所については、自然植生である、あるいは、なりつつあることを前提として、影響予測を行うということかと質問しました。これに対して、事業者からは、植栽か自然侵入かの区別がつかないものは自然植生として扱い、影響予測を行うとのことです。

資料1-1と資料1-2についての説明は以上となります。

次に、資料1-3をご覧ください。

こちらは、関係市長の意見です。

本事業の関係市である函館市長から意見が提出されております。

意見の内容としましては、まず、調査、予測及び評価に当たっては、専門家からの助言を受けるなど、最新の知見を取り入れた適切な手法で進めるとともに、影響の回避または低減の検討を行い、経緯を含め準備書に記載することを求める意見、そして、水環境に影響が出ないようにすること、仮に影響が出る場合については市と協議を行うことを求める意見、動植物の生息や生育、植生及び生態系の状況については、適切な調査、予測及び評価を行うこと、それを踏まえた環境保全措置を講じ、影響の回避、低減を求める意見、そして、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、函館市全域が景観計画区域であり、一定規模以上の建築行為等を行う場合に届出を要することや、埋蔵文化財保護のための事前協議を要すること、確認された場合には伝達することを求める意見、その他、住民への十分な説明を通じて理解を得ることを求める意見等があったところでございます。

資料1-3の説明は以上となります。

それでは、資料1-4の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台につきましては、審議経過や発電所アセスの手引、また、これは地熱発電所ですが、最近の風力発電所の方法書に対する答申及び答申の作成の際の考え方を踏まえながら作成しております。

それでは、順番に説明してまいります。

まず、前書きについては、風力発電所の答申と同様に、1段落目に事業の特性、2段落目に地域の特性をまとめておりまして、3段落目では、それらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてですが、大まかなポイントは風力発電所の際と変更がありません。

まず、(1)については、事業計画の策定に当たっては、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討せよ、また、最新の知見や専門家等の助言を得ながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、計画に反映させよ、さらに、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は、事業計画を見直し、確実に影響を回避、低減せよという意見で、

風力発電所と同様のものとなっております。

ただ、施設の概要は風力発電所と異なっておりますので、1行目で例示する施設は、風力発電所では二つ目に変電設備という言葉があったかと思いますが、今回は蒸気設備という用語を使用しております。

次に、(2)については、相互理解の促進のため、住民等への積極的な情報提供等を求める意見です。これについては、原動力が違うことによって何か求めるものが変わるといったことはないと思っておりますので、引き続き意見をすることとしておりますが、本事業では、事業者が既に地熱資源活用協議会というものを開催して地元と継続的な情報共有を図っていることから、そのことについても言及した意見の形式となっております。

次に、(3)については、情報公開のため、インターネットによる図書の公開に当たって、印刷やダウンロード、継続的な公表を求める意見です。これについても原動力の違いによって何か変わるようなものがあるわけではないと考えています。

また、幾つかの風力発電所に対する答申では、総括的事項で区域の絞り込みについて再検討を求める意見や累積的影響についての意見を付していたところですが、本事業では、そうしたものは該当しないため、記載をしておりません。

次に、個別的事項についてです。

こちらは、アセスの参考項目が風力発電所と一部違っております。

地熱発電所の環境影響評価の項目及び本事業の選定項目につきましては、資料1-4のほか、図書の248ページから251ページまでに記載されておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、(1)の大気質から順にご説明いたします。

大気質につきましては、施設の稼働の観点から硫化水素が、また、工事用資材の搬出入の観点から窒素酸化物と粉じん等が選定されております。

まず、施設の稼働の観点からの意見としては、影響を受ける対象として住居が考えられるため、風力発電所の場合の騒音を参考に意見の検討をしております。騒音と異なる部分としては、施設と住居の間の距離と影響の大きさに関する知見がないため、どの程度の距離に住居がある場合に重大な影響が懸念されると考えるのかについては、明確な基準がないところです。

また、地域的には、現地調査にご参加をいただいた委員の方は体感されたかと思いますが、自然条件下においても大気中に硫化水素がある程度混じっておりまして、一時的に臭いが感じられるという状況でありました。

一方で、硫化水素は、毒性を持つ物質であり、慎重な対応が必要であると考えられますことから、先ほど申しあげました手引に記載されている調査地域の範囲を踏まえまして、区域から1キロメートル以内に住居がある際には重大な影響が懸念されるとして意見を方向としております。本事業については、最寄りの住居までが約0.2キロメートルであ

ることから、意見が必要であると判断したところです。

一方で、工所用資材の搬出入の観点からの意見としては、風力発電所の振動や道路交通騒音の考え方を参考に意見をするかどうかを検討いたしました。審議の過程において、調査手法等に対する重大な疑義がなかったこと、また、ほかの地熱発電事業と工期の重複が見込まれないことから、今回は必要ないと判断いたしました。

また、今回、事業者は騒音と振動を選定しているのですが、発電所アセス省令においては、参考項目として騒音と振動が定められておらず、今回は、あくまで事業者が自主的に選定しているものであること、その上で、手法等に対しても重大な疑義等がなかったことから、意見は必要ないと判断しております。

次に、(2)の水質についてです。風力発電所アセス省令の参考項目では施設からの排水が設定されておりましたが、本事業は河川への排水はしないことから評価項目として選定されておらず、造成等の施工による一時的な影響として水の濁りについての予測となります。

そして、本評価項目については、風力発電所と同様であるため、風力を参考に、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえた環境保全措置とするよう意見を付しています。

また、水環境については、温泉も参考項目として設定されており、本事業でも評価項目として設定されておりますが、手法等に対して重大な疑義はなく、おおむね適当であると認められることから、今回、特に意見は必要ないと判断しております。これは、地熱発電所特有の項目である地盤変動についても同じであると考えております。

次に、2ページ目に進みまして、(3)の動物についてです。

まず、アの哺乳類の捕獲調査については、先ほどの資料1-1の質問番号4-31において風力と同様の質問をしております。議論の状況としては同様であることから、風力と同様の意見を付しております。

また、イの鳥類については、図書において周辺でハイタカの繁殖が確認された旨の記載があること、また、本審議会の現地調査の際、クマタカがより近くで確認されたことを踏まえまして、これら希少な種をはじめとする鳥類の生息への影響について調査、予測及び評価を実施していただいております。

一方、風力と明確に異なることとして、バットストライク、バードストライクの影響に関する点がありまして、これらに関する言及は削除しています。

次に、(4)の植物については、既に調査が行われており、図書の中に重要な種等の位置が示されておりますので、それを意識した記載としております。

まず、アでは、重要な種や重要な植物群落について、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、イでは、これは地熱発電所特有の意見になると考えていますが、区域及びその周辺にある重要な群落に改めて触れた上で、冷却塔から排出される蒸気や硫化水素による冷却塔の周辺樹木への着氷等の影響を適切に予測及び評価することを求めています。

す。

次に、（５）の生態系についてです。

まず、アは、注目種の選定について必要に応じて見直しをせよという意見でございます。こちらは、事業の種類によって考え方が変わるような性質のものではないという考えで、風力と同様の意見としています。

イは、生態系の特徴に留意し、種間関係を踏まえた調査を行うことを求める意見です。これも考え方が大きく変わるわけではございませんので、引き続き、意見をしています。

一方で、風力の際は、この意見に追加して施設の稼働による影響が餌種に与える影響についても評価をするよう求めていましたが、これは餌種に小型鳥類等が該当する際にバードストライクの影響がこちらにもかかってくることを意識している意見となりますので、地熱においてはこの部分を除いております。

次に、（６）の景観についてです。

まず、アでは、本事業は恵山道立自然公園内で実施されるものですので、自然公園内にある眺望点からの景観への影響について、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえて客観的に評価することを求めています。

イは、フォトモンタージュの作成に係る留意事項ですので、風力発電所の記載とほぼ同様となります。

この点に関しまして、１行目に「四季を通じて風車と背景とのコントラスト」と記載されておりますが、こちらは修正漏れでございます。大変申し訳ありませんが、「風車」を「施設」と読み替えていただきますようお願いいたします。その他、２行目の最後の部分は、「建屋や白煙の見えやすさや目立ちやすさ」という形に修正しております。

次に、（７）の人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、風力発電所の際にも、搬出入ルートと活動の場が隣接している場合において、その活動やアクセス特性への影響について意見をしておりました。搬出入を行う資材等の違いはあるものの、現時点で意見を検討する際に風力発電所と扱いを変える理由もありませんので、風力発電所と同様に、搬出入ルートが隣接している恵山海浜公園やつつじ公園における影響を懸念する意見としています。

（８）の廃棄物等については、原動力によって大きな違いが生じるものではないと考えており、従来どおりの意見としています。

事業に関するご説明については以上となりますが、本日欠席の奈良委員からご意見をいただいておりますので、そのご意見と事務局の見解を申し上げます。

まず、資料１－１の１１ページの質問番号４－３９について、フォトモンタージュだけでなく、ヒアリングやアンケートを行う等によってという質問に対して、ヒアリングだけという回答ですが、いいのでしょうか、これを踏まえ、答申文（案）の（６）のアの５行目は、「フォトモンタージュを提示した聞き取り調査やアンケート等」としてはどうでしょうかというご意見をいただいております。

事務局の見解としては、事務局からの質問に対して、市への対応と住民への対応に分けて事業者回答が作成されておりまして、アンケートについては住民対応についての回答、いわゆる回答の前半分が対応しており、質問への回答自体はなされているものと考えています。回答の内容は十分満足できるものではありませんが、事業者の回答にあるとおり、事業者の手法は手引に記載されているものであり、一定の水準の対応が行われていることから、それを理由に知事意見において従来よりも厳しい意見とすることは難しいと考えています。

また、答申文（案）の修正のご提案についてですが、こちらは、アンケート等についても実施してほしいという趣旨でもともと記載していた部分でございます。ただ、関係市へのヒアリングと住民や利用者へのアンケートと対象が分かれている中で、片側のみの対応で十分であると捉えられかねない意見となるのは事務局としても不本意であることから、奈良委員のご提案のとおり、答申文（案）に「やアンケート等」の文言を追加いたします。

次に、資料1-1の11ページの質問番号4-51について、道立自然公園における建築物の高さ制限の13メートルを超える20メートルの建築物を建てるのが可能なのでしょうか、13メートルが優先されるのではないのでしょうかというご意見をいただいております。

事務局の見解としては、道が作成し令和4年11月に改訂された自然公園法及び北海道立自然公園条例に基づく許認可申請の手引きにおいて、「『高さ』の算定は、避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部（屋上の建築設備（避雷針及び煙突を除く。）を含む）と最低部の高さの差であり、建築基準法の算定方法とは異なります。」と記載があるほか、本回答は、煙突等を含んだ高さを踏まえて予測等を行うという意味であり、事業者にも自然公園内の13メートルの基準は当然遵守する考えであることを確認しております。

これら事務局の見解につきましては、奈良委員にお示しした上で、了承する旨のご返信をいただいております。

それでは、ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をよろしくお願いいたします。

○白木委員 意見を述べたい箇所としては、最初にQ&Aの箇所でご説明をいただいた質問番号4-32の渡り鳥の調査に関する項目と、答申文（案）の個別的事項の（3）の動物のイに関するところです。

夜間に渡る鳥の調査は日没から30分間だけでよいのかという2次質問に対して、専門家ヒアリングにより確認しているから大丈夫だ、この地域のこの規模であれば影響は軽微であるという回答が来ているわけですが、事務局としてはこの回答で十分という考え方なのでしょうか。また、答申文（案）では、ハイタカ、クマタカ等の希少種に関する意見となっていますが、渡り鳥という文言がなくなっていますよね。ここは、特に自然公園でも



ありますし、どういう種がいるかということが出てこない適切なアセスはできないので、やはり生息する種をきちんと認識するというのはすごく重要だと思っております。

2次質問の②では、文献を挙げられて、その時間では足りないのではないかということが書かれております。また、鳥を研究している経験的に、日没から30分間というのは、まだ結構明るい時間だと思うのですけれども、もっと真っ暗な時間帯に渡っている鳥たちがおります。専門家の方がここで調査をされていて、その30分以外はほとんど渡らないということが分かっているのかもしれませんが、この回答を見る限りでは、そうした根拠が分からないのですね。

事務局としてその辺りを確認しているのであればよろしいかと思うのですが、もし分からないということであれば、この渡り鳥の夜間の調査に関しては、もう少し根拠があってきちんと種が確認できる手法を取ってほしいということを入れられないかなと思いました。

**○事務局（菅原主任）** 渡りに関する影響については、事務局の中でも言及するかどうかの議論はあったのですが、今回は、風力発電ではなく、地熱発電であって、構造物の規模自体もかなり小さく、また、先ほどのご説明の中でも申し上げましたとおり、バードストライク等の発生のリスクも風力発電に比べて圧倒的に小さくなっています。

さらに、渡りの場合ですと、恐らく渡りルートへの障壁という影響もあるかと思いますが、そちらに関しても、景観のところでは高さの話が出ていたように、構造部分を入れても最大で20メートルまで行かないようなものなので、風力発電と比べてかなり小さい規模になる中で渡り鳥に特化した意見を入れることができるのかを議論して、Q&Aの中では、そういう特定の時間帯に通っていく種はどうやって確認していくのだという質問をしています。

それに対して、我々が欲しい最大限の回答であったかと言われると、確かにそうではないですけれども、事務局としては、知事意見にそのままの内容で反映すべきかを検討し、今回は、風力発電所とは性質が異なっていることを踏まえて、渡り鳥については言及しないという判断をしたところです。

**○白木委員** 私も、地熱発電による鳥類への影響については分かりかねるところがあるのですが、恐らく、風車と違って衝突事故はないですけれども、また別のいろんな影響が生じる可能性があるわけで、それがどのような影響かというのは分かりかねるのですね。ただ、そこにどんな種が生息していて、どの季節にどのような動きをしているのか、どのような利用をしているのかということが分からなければ、影響評価のしようがないというのはどの事業でも同じだと思うのです。影響はないのかもしれないですけれども、この調査手法であれば、どのような種がそこにいるのか、どんな利用をしているのか、その根拠となるようなデータも示されていないと思うのですよ。

これは今まで扱っていなかった地熱発電の初めての事業で、自然公園でもあるわけですし、どんな種がそこにすんでいるのかというのは本当に基礎的なことなのでやはり、それ

はしっかり調べていただく必要があるのではないかと思います。希少種だけではなく、渡り鳥についても適切に調査、予測、評価をすることと入れるぐらいは可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 現地を見ていただきました先崎委員からご意見やご感想をいただけると心強いのですが、いかがでしょうか。

○先崎委員 私も白木委員と大体同じ感想です。確かに、現地を見ても規模はそんなに大きくないという事務局がおっしゃったことはよく分かるのですが、どんな影響があるかというのは現状では分からないわけですね。ですから、調べてからでもいいのではないかなと思いますし、調べてくださいという意見を入れるのはいいことなのではないかなという気がしております。

○事務局（石井課長補佐） そうでしたら、先ほど白木委員からご提案のありました文言を追加する方向で、具体的な文言はまた後で調整させていただければと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○鈴木委員 今回の件と同じ話ですが、私も現地を拝見しておりまして、白木委員と先崎委員のご意見に賛成でございます。よろしく願いいたします。

○露崎会長 先ほどの質問で一つ回答がないような気がしているのですが、専門家は調査の結果に基づいてこのようなコメントを述べられているのかどうかというのは、事務局ではご存じありませんか。

○事務局（菅原主任） 調査をした結果かは分からないのですが、先ほどの事業者からの回答のところに、地元専門家（野鳥の会）と記載されております。これは、記載してもいいのかと野鳥の会に確認したところ、大丈夫だと言っておいておりまして、基本的には継続的に観察されている方からのご意見であると認識しています。

○露崎会長 具体的に定量的な調査をしているかどうかまでは分かりかねるということですね。

○事務局（菅原主任） そうです。

○白木委員 夜間の調査をされているかどうかということがここでは鍵になるのかなと思います。

○露崎会長 ここだけではないのですが、専門家の意見は、時々、言い方は悪いけれども、当てずっぽう的なときがありまして、ちゃんとデータに基づいて回答しているものと、そうではなく、経験に基づいて回答しているものとは、ギャップが結構でかいので、どちらかというのは確認しておいたほうがいいのではないかなと思います。信頼性に大きく関係してくるので、その辺は意見として付け足しておきます。

○事務局（菅原主任） 今後の質疑の際にそのようにさせていただきます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

自分の記憶の範囲では、地熱発電の答申は初めてのことで、今後、地熱発電の案件が出てきたときに、この答申は物すごい参考にされるものになると思います。ご懸念等は今の

うちに減らしておきたいので、どのような意見でもよろしくお願ひいたします。

もう一点だけですが、先ほどの硫化水素のところでは、建屋から1キロメートル以内に住居がある際には影響を調べるなど、具体的な数字が何か所か出てきましたよね。今後の参考までに、方法書以降の答申文において、もう少し具体的にこれを調べるとコメントをすることは可能でしょうか。

○事務局（菅原主任） 硫化水素についてでしょうか。

○露崎会長 1キロメートルという数字だけが非常に記憶にあるのです。

○事務局（菅原主任） 硫化水素の調査自体は、恐らく、建物の構造と地形、また……

○露崎会長 質問を言い直します。

具体的にあっと思ったのは、個別的事項の（1）の大気質の1行目の後ろの「発生する硫化水素による重大な影響が懸念される。このため、」の前後で1キロメートルという言葉が出てきているのですよね。ここは、例えば、1キロメートル以内は詳しく調べなさいという言い方はできないのかなと思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○事務局（菅原主任） 我々の中での周辺という言葉の考え方として1キロメートルと紹介させていただきました。

○露崎会長 それは、みんなが暗黙の了解で1キロメートルと認識しているのなら問題ないのですけれども、例えば、業者は500メートル、我々は1キロメートルをイメージしていたら、そこにそごが生じるので、それを埋めるような作業として数字が入れられたらいいかなと思ったのです。ただ、逆に、それを入れることで、そこから外はやらなくていいよという意味に解釈されても困るのですよね。

これは方法書以降になると思いますがけれども、必要に応じ、例えば、調査区は何個以上つくれとか、そういう具体的な数字を入れることは可能でしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 具体的な数字を入れるとその根拠も問われますので、そこは会長も先ほどおっしゃられたように、諸刃の剣というところがあるかと思います。今回、1キロメートルという例示を出させていただいたのは、経産省から発電所に係る環境影響評価の手引というものが出ており、その中で環境影響を受ける範囲と認められる地域の考え方が示されておりまして、そこに対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であることと書かれているので、そこを一つの基準として考えました。

○露崎会長 ということは、この件に関しては、暗黙の了解で1キロメートルと返してもいいということですよ。

○事務局（石井課長補佐） 我々としてはそう思っております。

○露崎会長 そのほかに、質問や意見等、確認事項も含めまして、何かございましたら挙手をお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ご質問やご意見等がないようですので、ただいま審議をしていただきました（仮称）恵山地熱発電事業環境影響評価方法書の答申文（案）に関しましては、まず、個

別的事項の（３）の動物のイに相当すると思えますけれども、ここの鳥の調査手法に関して、夜間調査、あるいは、夜間の渡り鳥等の調査をちゃんとやるようにというのを文言を考えながら加えること、次に、（６）の景観のアの上から５行目の「フォトモンタージュ」の後に「やアンケート等」という言葉を加えること、そして、（６）の景観のイは、誤植ではありますが、「四季を通じて」の後の「風車」を「施設」に置き換えること、この３点を訂正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 反対がないようですので、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事（２）に入ります。

本日が１回目の審議となります（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、事務局からの事業概要等の説明及び主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 引き続き、事務局の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本事業は、双日株式会社小樽市及び余市町に風力発電所をつくる計画で、配慮書、方法書については、両方とも令和２年度に当審議会でご審議をいただき、それぞれ知事意見を発出しております。

これからご審議いただく準備書につきましては、事業者による縦覧が本年１月３１日から３月２日まで実施されまして、当審議会へは１月３１日付で諮問をさせていただいたところでございます。

それでは、事業の概要について図書を用いてご説明いたします。

図書は、２冊に分かれている大冊となりますが、時間の都合もありますので、詳細については、適宜、割愛しながら進めさせていただきます。

まず、２分の１と書かれております１冊目の５ページをご覧ください。

設置予定の風力発電所は、最大１０万９，２００キロワット、単機出力が４，２００キロワットの風車を最大２６基設置する計画となっております。

その下に方法書段階での計画も記載されておりますが、方法書からは設置基数が1台減少し、単機出力も小さくなった結果、総発電出力も減少しているという状況です。

区域の面積は約859.3ヘクタールでありまして、図書の11ページをご覧くださいますと、そのうち、改変面積の合計が約46.6ヘクタールとなっております。

1枚めくっていただきまして、12ページをご覧くださいますと、事業実施区域と改変区域、そして、風車配置の図が掲載されております。縮尺の関係でやや見にくいかと思いますが、16ページから33ページまでにかけて改変内容等がもう少し詳しく表された拡大図が掲載されておりますので、そちらもご参照ください。

次に、少し飛びまして、74ページから75ページをご覧ください。

こちらには、方法書から区域等を変更した経緯等についてまとめられております。

まず、風車については先ほど26基に減少したとご説明いたしましたが、さらに、同じ4,200キロワットでも高さ等の諸元が異なる2機種を組み合わせる計画となっております。

また、方法書段階から一部区域を除外した一方で、西側に輸送路のための区域を追加しているほか、東側では、区域を拡張し、そこに風車を1基設置することとしております。

次に、また飛びまして、269ページをご覧ください。

こちらには保安林の指定状況が示されてありまして、区域のほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、また、一部、保健保安林に指定されている区域もございます。

次に、442ページをご覧ください。

こちらは超低周波音の調査地点を示した図でありまして、図中に周辺の住居等が示されております。こちらは点はかなり小さくなってありますが、その隣の443ページから拡大図が示されておりますので、そちらも併せてご参照をいただければと思います。拡大図では、全体のクリーム色の領域は消えていますが、住居等は見える形となっております。

それでは、各環境要素に係る事業者の調査の結果についてご説明いたします。

図書の521ページ以降の第10章においてまとめられております。

まず、道路交通騒音については、522ページに調査及び予測地点、そして、少し飛びまして、542ページに予測結果が示されてありまして、最大で14デシベルの増加が予測されております。

次に、建設機械の稼働に伴う騒音については、530ページに調査及び予測地点、561ページに予測結果が示されてありまして、最大で7デシベルの増加が予測されております。

そして、施設の稼働による騒音については、574ページに騒音の寄与値を色塗りした図が示されているほか、その中に調査・予測地点も示されております。さらに、572ページと573ページには予測結果が示されており、最大で7デシベルの増加が予測されております。

図書の順ですと、次は振動について記載されているのですが、先に超低周波音について

ご説明いたします。

602ページ、603ページをご覧ください。

施設からの騒音と同様、地図上には寄与値と調査・予測地点が、左側の表には予測結果が示されており、最大で21デシベルの増加が予測されています。

次に、振動については、578ページに調査及び予測地点、589ページに予測結果が示されており、最大で5デシベルの増加が予測されています。

次に、水質については、651ページに沈砂池排水口からの土砂到達推定距離の予測が示されておりまして、排水口からの土砂の到達推定距離は最大で87メートル、また、13番沈砂池におきまして、流下方向に造成される深度に濁水が到達する可能性があるという予測が示されています。

なお、13番沈砂池の周辺の造成条件につきましては、654ページの図の下側の四角に13と記載されているかと思っておりますので、そちらをご参考としてください。

次に、風車の影については、664ページと665ページに予測結果が記載されておりまして、気象条件や遮蔽物を考慮しない場合、2地点において日影が年間30時間を超えるという予測になっておりますが、その2地点において気象条件や遮蔽物を考慮して予測を行うと、年間8時間を下回るとしております。

また、次のページ以降には、日影図とともに予測地点が示されています。

駆け足でしたが、1冊目の説明は終わりました、2冊目に入ります。

まず、動物についてです。

684ページから689ページにかけてコウモリ類の予測結果がまとめられておりますが、種の判別ができたものが7種、その他、バットディテクターにおいて確認したコウモリもおりまして、最も多い月で約1万4,000データが確認されています。

次に、鳥類については、695ページから確認種がまとめられておりまして、703ページには環境類型区別の密度が季節ごとと通年のそれぞれでまとめられています。

また、希少猛禽類の年間予測衝突数の推定結果が904ページ以降にまとめられています。年間予測衝突数としましては、クマタカが最も高く、0.0103個体/年とのことです。

また、ページが少し戻りまして、850ページに底生動物の重要な種がまとめられておりますが、ニホンザリガニが改変区域内で確認されています。

次に、植物についてです。

まず、植生の状況として、973ページから確認された植物群落の状況がまとめられています。合計面積としては、シラカンバーミズナラ群落がかなり広がっているという状況です。

また、976ページからは現存植生図として地図が示されています。このうち、自然度の高い群落のみを表示したものが994ページに示されておりまして、改変区域外ではありますが、改変区域の周辺50メートル以内の範囲に植生自然度10のオオヨモギーオ

オイタドリ群落が存在しているとのことです。

次に、重要な種につきましては980ページから確認状況がまとめられております。カラフトメンマのほか、8種が改変区域内で確認されておまして、そのうち、改変による生息環境の減少による影響が小さいと予測されたキタササガヤを除く7種については移植により影響の低減を図るとしております。

なお、影響予測については1000ページから種ごとに記載されております。

次に、生態系についてです。

まず、注目種の選定の検討状況についてですが、上位性注目種については1032ページ、典型性注目種についてはその隣の1033ページに記載されております。上位性は生息密度や繁殖確認の有無からクマタカが選定され、典型性は生息密度やほかの動植物との種間関係の状況からカラ類が選定されております。

次に、上位性注目種についての予測ですが、1044ページから現地での確認状況が、1048ページから営巣状況が掲載されております。また、1082ページからはクマタカの好適生息環境分布と改変区域を重ね合わせておまして、好適と考えられる改変区域の面積の合計は9.6ヘクタールであります。これらは既に部分的な改変が行われており、影響は小さいとしています。

また、典型性注目種についての予測ですが、こちらは1068ページに現地での確認状況が記載されております。さらに、好適生息環境分布と改変区域の重ね合わせは1086ページから行われておまして、好適と考えられる改変区域の合計は33.2ヘクタールありますが、こちらもクマタカと同様に部分的な改変があるため、影響は小さいとしています。

次に、景観についてです。

まず、1098ページには主要な眺望点の調査状況等が一覧で載っております。そして、ここに記載されております施設管理者等への聞き取り調査の結果が1127ページから1144ページまでに記載されております。

また、聞き取り調査の際に使用したフォトモンタージュですが、1227ページ以降に写真が貼られていますが、検討段階の配置を基に作成しているため、現在の計画とは配置が若干異なっております。

その配置の違いについては、隣の1126ページに記載されておまして、黄色い四角がフォトモンタージュに反映した風車位置、十字が現在の計画の位置となります。この二つの記号が重なっているところはフォトモンタージュどおりの計画となっている部分、黄色の四角しかないところは、フォトモンタージュには載っているものの、現時点では計画から外れている部分、逆に十字しかない部分は、フォトモンタージュには反映されていないものの、今、実際に建設を計画している部分となります。

なお、景観の中で最も注目されると思われます塩谷丸山に関する聞き取り結果については1137ページから1138ページに記載されております。例えば、小樽市の観光振興

室からは、景観の変化について、ほかの地点よりも受け入れられない意見が多いものと懸念するという意見があったと記載されております。

また、1146ページからは利用者アンケートの結果が記載されておまして、こちらは全体的に賛否がある様子ですが、小樽市の懸念のとおり、塩谷丸山についてはほかの地点よりも否定的な意見が優勢となっている状況です。

さらに、それぞれの眺望点からの風車1基ごとの見え方につきましては1152ページ以降に一覧表で予測結果が示されており、身近な地点からの景観につきましては1177ページ以降で予測されております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

まず、1198ページは、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点の地図です。区域の東側には、塩谷丸山と天狗山から区域内にそれぞれ延びてきて、南側に抜けていく緑色の点線が確認できると思いますが、こちらが小樽周辺自然遊歩道となります。今回は、この図からも分かるかと思いますが、遊歩道の経路上に風車予定地を示す十字が何点も置かれています。

ページが変わりまして、1204ページに改変区域との重ね合わせの拡大図が表示されておりますが、作業路が横断しているだけでなく、風車ヤードが遊歩道と重複しているのが分かるかと思いますが。

なお、おたる自然の村など、その他の人と自然との触れ合いの活動の場の施設の状況については1206ページ以降に記載されております。

これらを踏まえた影響予測の結果については1224ページ以降に記載がありますが、小樽周辺自然遊歩道について、遊歩道全体の利用特性への影響は小さいものと考えられると記載されていることをはじめ、全体を通して影響は小さいもしくは影響がないという予測がされております。

ここで図書の説明からは一旦離れてしまうのですが、事務局としては、遊歩道を改変して迂回路が必要になる、もしくは、遊歩道のすぐ横で大型風車が稼働するという状況が予想される計画であるにもかかわらず、影響が小さいと予測していることは妥当性に欠くのではないかと考えておまして、塩谷丸山からの景観と並び、本事業の中心的な議論のポイントになるのではないかという印象を持っています。

図書の説明に戻ります。

最後に、事後調査計画については1267ページをご覧ください。

調査、予測、評価の結果に不確実性が伴うことにより、バードストライク・バットストライク調査、クマタカの繁殖確認、また、重要な植物の移植後に関する調査が予定されております。

図書の概要説明については以上になります。

次に、資料2-1及び資料2-2についてご説明いたします。

資料のページ数がかかなり多いため、こちらでも何点かに絞ってご説明させていただきます。



まず、資料２－１の１ページの質問番号１－１と資料２－２の１ページから２ページをご覧ください。

委員にお配りしている図書は非公開版ですけれども、非公開版の図書のみを見ますと、どの部分が非公開かの判別ができなくなってしまっております。先ほど非公開審議をお願いいたしますと申し上げましたが、このままではふと非公開部分に言及してしまいかねないため、こちらに非公開となった部分をまとめております。ですから、資料２－２の非公開箇所一覧を確認していただきまして、こちらの内容について委員から言及される場合は非公開審議において行っていただきますようお願いいたします。

また、ページ数も記載されておまして、ここに言及しようと思ったときには、まず、そのページ数を確認していただければ判別しやすいかと思っておりますので、ご配慮のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料２－１の同じく１ページの質問番号２－６をご覧ください。

先ほど図書の説明の際にも触れましたが、既存の遊歩道と風車ヤードが重複していることから、より詳細に計画の把握ができるよう、ヤードの縦断図を事業者に求めました。これに対して、事業者からは、資料２－２の４ページから２９ページにかけて、かなり大量ですけれども、各ヤードの断面図が提出されております。断面図が全体的に横向きですので、より大きく印刷するために、印刷の順番や方向がややずれておりますが、ご了承をいただければと思います。

各ヤードの断面図が（１）から（２６）までございますが、例として２４ページのＴ２１の断面図をご覧ください。

右下の地図に黒線で遊歩道が描かれておまして、造成予定地と重複していることが分かるかと思えます。

また、この図だけだと、右下側と右上側に延びている道路の一部を寸断する形のようにも見えますが、実際には、左下の造成路上にも遊歩道が続いておまして、三叉路の部分にヤードが造成されるような形になります。

事務局としては、先ほども述べさせていただいたとおり、影響はかなり大きいと考えておりますので、先日、天狗山の展望台からこの地点まで歩いてまいりました。当然、雪に埋もれておりますので、遊歩道の状況が完全に分かるわけではございませんけれども、この図の範囲の中で一番高くなっている風車の位置から１０メートル程度、南側を見ますと遊歩道に面していると思われる案内看板が見えました。その地点も恐らく造成されてしまうわけですけれども、風車のスケール感から考えると、遊歩道が近くを通っている状況であったということです。

資料２－１の１６ページ以降の人触れの部分でも幾つか質問をしていますが、２次質問以降も質問を重ねていく必要があると考えております。

次に、資料２－１に戻っていただきまして、４ページの質問番号３－２をご覧ください。

事業実施区域は、水源涵養保安林と保健保安林に位置していることから、そこで大規模

な開発行為を行うこと等に対する環境保全上の認識と、保健保安林につきましては、設置目的が多岐にわたりますので、本保安林の設置目的についても質問しています。これに対して、事業者からは、水源涵養保安林については、水量の変化や水の濁りの影響がある可能性があるとし、水量の変化について流量増加は1%未満であると検証されたこと、排水の方向、量を現状と大きく変えないように設計を行い、流域面積の維持及び流量の増加の抑制を図っていく、保健保安林については、林野庁が指定するレクリエーションの森と重複していることから、森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能が期待された保安林であり、遊歩道の利用に影響がある可能性がある、極力回避したもの、一部が重複しており、重複した部分については、代替路を設け、機能を維持する計画であるとのことです。

次に、少し飛びまして、12ページの質問番号16-1の②と資料2-2の86ページと87ページの全体的に緑色とオレンジ色っぽい地図をご覧ください。

植物について、植生自然度の判断を慎重に行うため、改変区域の近くに調査地点を設定するべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、改変区域周辺は、この資料のとおり、踏査による確認を行った上で、植生調査地点については、植生の代表となるような特徴が最も均一的に出ている場所を選定したとのことです。

資料2-1に戻っていただきまして、次に、14ページの質問番号17-9の②及び質問番号17-11をご覧ください。

生態系について、既に部分的な改変が行われていることを理由に影響が小さいと予測していることについて、その根拠を質問しています。これに対して、事業者からは、林道等の周囲は、定期的な伐採があり、攪乱の頻度が小さい鬱閉した森林環境の改変に比べて影響は小さいと考えているとのことです。

最後に、15ページの質問番号18-6、質問番号18-9、質問番号18-10をご覧ください。

塩谷丸山からの景観について、羊蹄山そのものと重複する部分の風車を除いただけでは配慮として不十分ではないか、塩谷丸山からの景観についてどのように考えているのか、また、関係団体からもかなり多くの意見が出されている中、環境保全措置としてどのような検討を行うのかについて質問しています。これに対して、事業者からは、羊蹄山は特別な景観であることから、羊蹄山とかぶる風車については除外した、引き続き、関係団体等と協議を重ね、最終的な風車配置を検討するとのことです。

かなり駆け足でのご説明となってしまいましたが、本事業に係る説明は以上とさせていただきます。

また、奈良委員から本事業についてもご意見をいただいておりますので、ここでご紹介させていただきます。

1次質問に対する回答への意見でございまして、景観の具体的な環境保全措置として、ライトアップは実施しない、風車の色を明灰色とする、日の出や日没前後の眺望利用はな

い、T26については事業性の観点から配置見直しが難しい、遊歩道と重複するが、代替遊歩道を設ける、冬期間は利用者が少ないので景観への影響は大きくない、遊歩道の案内板の整備や説明板の設置など、上記の文言が繰り返されるばかりで、質問の趣旨や資料2-2の住民等の意見に丁寧に回答しているとは思えません、小樽市を含めた関係機関等との協議を実施の上、最終的な風車配置を確定いたしますとあるが、景観への影響を低減する姿勢は見られませんというご意見をいただいております。こちらのご意見は今後行う2次質問に活かしてまいりたいと考えております。

また、委員の皆様には後ほどメールにて2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。お忙しいところを恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

**○露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、確認事項等、何でもよろしくお願いいたします。

確認ですが、この図面のとおりだと、前提として、遊歩道を新しくつけるといいますか、迂回するか、あるいは、仮に今のものを使うのであれば、その真上で風車が回っているというイメージでよろしいのですよね。

**○事務局（菅原主任）** そうですね。この造成計画ですと、遊歩道の真上に盛土して風車を建てることとなりますので、事業者回答としては、そういう部分については迂回路を設けるということになっております。

**○露崎会長** 個人的にあの遊歩道が迂回されるのはいかがなものかというのはありますが、それも含めまして、確認事項、質問や意見等をお願いします。

**○大原委員** これとはまた別に小樽・赤井川の事業もあるのですよね。そこと並ぶような形で山脈がつながることに対して何か述べているところはあるのでしょうか。

**○事務局（菅原主任）** 周辺の他事業については、2分の1のほうの図書の10ページをご覧くださいますと、区域の状況が出てまいります。小樽・赤井川の事業はまだ配慮書段階ということもあり、結局、どこに風車が建つのか、これ以降、事業が進むのかも分からない状況なのです。事業者としては、いわゆる後発事業者に当たるため、今回は、配慮書段階で周囲に小樽・赤井川の事業がありますよということは10ページでまとめられていますけれども、だからこういう影響が考えられるというのは恐らく予測のしようがないのだと思います。

**○大原委員** 多分、風車は見えていて、ないところを飛ぶことになると思うのですけれども、隣にも出来上がっていくともっといろいろな影響が積み重なると予測できると思うのですが、現段階では早い者勝ちになっているということですね。

**○事務局（石井課長補佐）** 早い者勝ちというより、具体的な予測や評価のしようがないというのが現実なのかなと思います。確かに、区域自体は示されておりますし、基数について示されることも多いのですが、では、それに基づいて具体的に評価をしろと言われても、どうやればいいのかという問題があるのかなと考えております。

○大原委員 そうして手をこまねている間に両方ともできてしまったら、ここの辺りの環境といいますか、鳥の通り道なり昆虫が落ちているところがかなり大きくやられてしまうという懸念があるのです。もうエリアが決まっているわけですし、お互い専門家でしょうから、予想ができないと予測なんかできないと思うのですよね。そこは、道として、配慮してくださいというお願いの仕方といいますか、言い方はできないのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 相手の事業者から情報を得るなどして評価に生かさないという意見は従来から付けておりますし、準備書から評価書までの間は、時間もございますので、可能な範囲で他事業の影響ももっと検討しなさいと言うことは可能なのだろうと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 事後調査に関することについて確認させてください。

図書の1269ページではクマタカの繁殖に関わる事後調査を行うということですが、ここに関しては、非公開箇所ではないので、質問をしても大丈夫なのですか。

○事務局（石井課長補佐） 具体的な箇所が出てこなければ大丈夫です。

○白木委員 ここには、工事期間中と供用後1年間を対象に、それぞれの繁殖のイベント時期ごとに調査を実施するとありまして、その後、調査後は専門家の意見を踏まえて継続の可否を判断すると書いてあるのですが、この調査後というのは何を言っているのかが分かりづらいなと思ったのですよね。例えば、一般的な道路のアセスメントなどであれば、事業をやりつつモニタリングして、繁殖状況に何か異変があった場合には、一旦そこを止めて検討し直すという措置が取られることが最近多いと思うのです。これは、全部の調査を終わらせてから継続の可否を判断するということですか。

○事務局（菅原主任） これは、工事の継続ではなく、調査の継続のことを指してまして、1年後に調査をし、有識者に話を聞いて、これでモニタリングを終わっていいですよという見解が出された段階で事後調査を終了しますということ。事後調査というのは、調査状況によっては今後も継続的なモニタリングが必要であると言われる可能性もございますので、その場合には調査を継続するというのが恐らく……

○白木委員 調査の継続なのですね。

○事務局（菅原主任） そうです。事後調査としてはそれが一般的かなと思いますし、少なくとも事務局はそういうふうに取り扱っております。

○白木委員 どこまで言っているのかが分からないですけども、営巣場所と車両が通行する道路がかなり近いのですよね。また、繁殖時期に配慮しながら工事をするみたいなのがどこかに書いてあったと思うのです。もし繁殖時期に工事を行う場合は、鳥の様子を見ながら、何かあった場合には一旦止めるという措置が本来は必要ではないかなと考えたのですが、その辺りはいかがですか。

○事務局（菅原主任） それは6番の工事時期の調整等を検討するというところの記載かなと思います。

○白木委員 これは、著しいことが明らかになった場合ですよね。例えば、抱卵期に車が通って繁殖に影響が出た場合、それで繁殖が終わってしまうということにもなりかねないのでよね。

○事務局（菅原主任） それであれば、事後調査の内容とその確認の手法については、恐らく2次質問をすることになると思いますので、どういう調査等が望ましいかについては、白木委員にお知恵をいただければと思います。

○白木委員 モニタリングの様子や状況、影響を与えない手法について、どのように考えているかということに関してもう少し詳しく確認をしていただきたいと思います。

もう一つ、その前の1268ページの死骸調査についてですが、調査期間のところに、1年間を基本とし、月に4回程度の頻度とするとあります。この月に4回というのは、週に1回、全部の風車立地場所を回るということですか。その点も確認をお願いしたいと思いました。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 上位性注目種のクマタカのところの評価項目、影響要因について、見落としでいたら申し訳ないのですけれども、風車が建ったことによる生息地放棄といったものが評価されていないのは大丈夫なのでしょうか。評価されているのは、生息地が失われるかどうか、移動経路が遮断されるかどうかだけで、それらの結果としていなくなるかどうかということが評価されていないように思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 2次質問で事業者を確認したいと思いますので、質問文についてまたお知恵をいただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○大原委員 資料2-1の一番最後の18ページの両生類のところは、私は専門ではないのですけれども、この記述を読むとちょっと違和感があるのですよね。エゾサンショウウオの確認箇所が3か所あって、4月に確認された2か所は6月に枯れていて、6月に確認された水たまりも8月には枯れていると言うのですが、このサンショウウオの仲間は、春先に卵を産んで、その後、陸に上がって、4月になるとまた戻ってきて卵を産むので、4月なり春に水場があることが大切で、経年的な産卵場というのはサンショウウオだと当たらないのではないかと思うのです。

1306ページを読むと、濁った水が入るのはよくないけれども、水たまり自体をなくしたときの影響というのはどこにも書いていないと思うのです。これはどういう説明になるのですか。水たまりがなくなってしまうので、移したほうがいいということであれば、何か的を射ていない答えのような気がするのです。

○事務局（菅原主任） 今の大原委員のご意見の最後の部分は、専門家の意図の確認と、その上でこの回答がそれにちゃんと対応しているかということでしょうか。

○大原委員 1306ページの専門家の意見のところに、春に枯れているから問題ないと

ありますよね。でも、事業者回答のところに、夏も枯れていて、経年的な産卵場とは考えにくいとありますが、これは水たまりをなくしてしまっていていいと考えているのでしょうか。水たまり自体は残るのですかね。そこがよく分からなかったということです。

○事務局（菅原主任） 2次質問でもう少し詳細に確認した上で、事業者の考え方を確認していきたいと思います。

○露崎会長 そのほかに質問や意見等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認したいと思います。

委員の皆様から希少種に関しご質問やご意見がある場合は、挙手をお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 特にご要望がないようですので、本議事につきましては非公開審議を行わないこととし、議事を終了いたします。

それでは、これより議事（3）に入ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書についてです。

この議事も同様に、必要に応じ、希少種に係る非公開審議の場を設ける場合があります。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、事務局からの事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。よろしく申し上げます。

島牧ウィンドファーム事業に係る手続の経過について、こちらでも簡単にご説明していきます。

本事業は、コスモエコパワー株式会社が島牧村、寿都町、黒松内町に風力発電所をつくる計画でありまして、配慮書については令和2年度に、方法書についても令和2年度から令和3年度にかけて当審議会でご審議をいただき、それぞれ知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書は、事業者による縦覧が本年1月31日から3月1日まで実施されまして、審議会へは2月1日付で諮問をさせていただいたところです。

それでは、事業の概要について、分厚いので結構駆け足になってしまうと思いますが、図書のほか、資料3-1と資料3-2を用いて説明していきますので、それぞれご用意ください。

まず、図書については、小樽余市と違って1冊にまとまっており、別冊として資料編がついております。

まず、分厚い水色の図書の5ページをご覧ください。

こちらには方法書以降の事業計画の変更内容が書かれておりまして、植生自然度が高い群落と巨樹、巨木の生育場所を避けたことを示した図になっております。

図の中のピンク色の丸が方法書段階の風力発電機設置箇所、青色の丸が準備書での設置予定位置となります。

次に、めくっていただくと、水源かん養保安林への設置基数が示されています。青色の部分水源かん養保安林でありまして、もともと14基設置する予定だったところが7基と半分になっております。

また、防風保安林は、事業地の中段にある緑色の部分ですけれども、こちらへの設置基数は、もともと5基あったところを0基に減らしていることが分かります。

隣のページを見ますと、風車と住宅等との距離が2.3キロメートルとなっており、方法書時点の1.9キロメートルよりも住宅との距離が取れているということです。

めくりまして、8ページから11ページまでは、オジロワシのバードストライクによる影響を低減するため、衝突確率が高い箇所を避ける計画となっていることを図で説明しております。

次に、発電所の出力については、方法書段階のときは12万1,000キロワットだったのですけれども、そこから約3万キロワット減少して最大9万4,600キロワットであり、単機出力が4,300キロワットの風車を22基設置する計画になっております。

また、後ほど23ページを確認していただければと思いますが、区域の面積は931ヘクタールで、改変規模は28.28ヘクタールとなります。

少し飛びまして、次に、57ページをご覧ください。

こちらは対象事業実施区域及びその周辺における風力発電事業がまとまっている図ですが、既設の風力発電機が複数件ありまして、そのうち、(仮称)新島牧ウィンドファーム、(仮称)月越原野風力発電事業計画、(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム島牧の3件が本事業の対象事業実施区域と重複しているという状況になっております。

このうち、(仮称)新島牧ウィンドファームの1件については、資料3-1の2ページの質問番号2-13でも質問をしております、回答にあるとおり、2023年2月より運転を開始していることが確認されております、この事業を累積的影響評価の対象事業とすることを337ページで説明しております。少し飛ぶのですけれども、そちらもご覧ください。

次に、累積的影響評価の対象項目については、騒音、超低周波音、風車の影及び動物、鳥類としております。こちらも、資料3-1の3ページの質問番号8-1で、採餌環境や生息環境の好適性から影響を予測する上で、累積的影響を考慮することは有用であると考えますが、それを対象としていない理由について伺ったところ、既設の新島牧ウィンドファームについては、造成計画等の情報が得られなかったため、累積的影響についての予測は行っていないものの、今後も情報共有に努め、情報が得られた場合は、評価書において予測を行い、影響の程度について検討する、新島牧ウィンドファームは、リプレース事業により基数が1基となったことから、土地造成等による影響はほとんどないと考えているとの回答を得ております。

また図書に戻りまして、86ページをご覧ください。

こちらは、EADASのセンシティブティマップの図です。対象事業実施区域には被っていないものの、オジロワシやオオワシ、クマタカの生息情報から、区域外の北東部がA3及びBとされております。

次に、109ページをご覧ください。

こちらは対象事業実施区域の植生についてですが、区域の北部は植生自然度7のダケカンパーササ群落、区域の中段から南部は植生自然度5のササ群落と植生自然度4の耕作放棄地が大部分を占めておりまして、植生自然度9及び10の区域は対象事業実施区域外となっております。

次に、166ページと167ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の住居等の図ですが、先ほども見ましたとおり、風車と最近接の住居とは2.3キロメートルの距離が設けられておりまして、配慮が特に必要な施設である寿都中学校とは2.8キロメートルの離隔距離が取れているという状況となっております。

次に、保安林について、217ページをご覧ください。

こちら先ほどの図で見たものと同様に、事業実施想定区域の北部が水源かん養保安林で、区域の一部が防風保安林となっております。

冒頭において方法書時点で保安林に設置予定だった風力発電機を削減したとお話ししましたが、資料3-1の最初のページの質問番号2-1で、残り7基の風力発電機を保安林区域外に移動させることができなかつた理由を、3ページの質問番号3-4で保安林の指定解除に係る協議状況について質問しておりまして、地権者意向の確認ができた土地については可能な限りの風車移設を行いました。風況条件や既存道との位置関係により風車の移設が難しいと思われるエリアを考慮し、困難となった風車については保安林に残すこととした、来年度中の保安林解除の申請を目標に、今、必要最低限の面積での解除に向け、手続を進めているとの回答をもらっております。

概況は以上としまして、続いて、第10章の環境影響評価の結果についてですが、こちら量がかなり多いため、一部の項目を抜粋して簡単に説明していきますので、ご了承願います。

まず、騒音について、425ページをご覧ください。

こちらには、工所用資材等の搬出入に伴う騒音の予測値が示されております。

調査地点については、少し戻って404ページに図がありますので、そちらを参照していただければと思います。

補正後の予測値は64デシベルから69デシベルとされていまして、幹線交通を担う道路に近接する空間としての基準値である70デシベルを環境基準とすると、基準を満たしていると予測されております。

次に、施設の稼働に伴う騒音については448ページに新島牧ウィンドファームとの累積的影響を予測した図がございます。両事業を合わせた騒音レベルの寄与値は26デシベ



ルとなっていて、本事業単独の場合の寄与値と変わらず、予測値は指針値を下回っているという結果が出ております。

施設の稼働に伴う超低周波音の累積的影響については、474ページに表がございすが、超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回っております。さらに、めぐりまして、476ページ、477ページを見ますと、建具のがたつきが始まるレベルを下回っているほか、圧迫感、振動感のある音圧レベルについては、超低周波音帯域の周波数ではいずれも分からないレベルで、低周波音帯域ではよく分かるが、不快な感じがしないレベルを下回っているという状況になっております。

次に、動物について、569ページをご覧ください。

こちらの表は、2021年と2022年の希少猛禽類の調査の結果をまとめたものとなりまして、ノスリ、ミサゴ、オジロワシ、ハチクマが比較的多く確認されております。

また飛ぶのですけれども、659ページをご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、渡り鳥の重要な種の飛翔状況として、ツミの飛翔状況が図で示されていますが、秋季に多数の個体が確認されていることが分かります。なお、春季については飛翔が確認されなかったと651ページに記載がありますので、後ほどご覧ください。

次に、また飛びまして、719ページと720ページには、オジロワシの衝突回数推定値とメッシュ図が示されております。こちらは、資料3-1の7ページの質問番号15-17で方法書段階の設置予定位置と比べてどの程度低減できたのかを伺ったところ、球体モデルで見ると、令和3年には0.4515だったものが0.2598になり、令和4年には0.1968だったものが0.1450に低減したという回答を得ております。

また、8ページの質問番号15-20では、重要な鳥類と渡り鳥のそれぞれを足した年間衝突回数が示せないかと質問をしております。その回答は、資料3-2の横の表の7ページと8ページに示されておりました、こちらを見ますと、令和3年のオジロワシの球体モデルでの衝突回数推定値は0.8237となっております。

次に、植物についてですが、図書に戻りまして、793ページをご覧ください。

こちらの図では、現存植生図と植生調査地点が示されております。前のページには任意踏査ルート図がありますので、そちらも後ほどご参照ください。

まず、重要な種についてですが、改変区域内では、ヒロハハナヤスリ、ホソバツルリンドウ、クゲヌマラン、カキランの4種が確認されております。

次に、811ページには重要な群落が示されておりました、こちらは先ほど見た図になるかもしれませんが、巨樹、巨木は改変区域内では確認されておらず、また、植生自然度9または10に該当する群落は対象事業実施区域内では確認されておられません。

ただ、区域に程近い場所に低層湿地である植生自然度10のヨシ群落がありまして、ここは方法書段階で区域から除かれております。詳しい場所は813ページに拡大図がありますので、そちらでご確認をいただければと思います。

これら植物に対する予測結果が817ページから822ページにあります。先ほどお示しした4種のうち、ホソバツルリンドウ、クゲヌマラン、カキランの3種については、改変区域外に残存する株があること、また、改変区域内で確認された個体は移植を実施すること、工事関係者の区域外への不要な立入りを行わないことで影響は低減できると考えられるとしております。

残り1種のヒロハハナヤスリについては、事業の実施により影響を受ける可能性があるとして、こちらにも移植を実施するほか、工事関係者の不要な立入りを行わないことで影響は低減できると考えられると予測しております。

重要な群落等については、植生自然度10の群落は区域外のため、土地の改変による群落の減少、消失は生じないと考えられる、巨樹、巨木については、47か所で確認されているものの、改変を避けるよう事業計画を検討しているため、影響はないと考えられると予測しております。

次に、生態系について、833ページと835ページをご覧ください。

こちらは上位性注目種と典型性注目種の選定についてですが、まず、上位性注目種としてノスリを、典型性注目種としてウグイスを選定しており、選定基準はそれぞれのページの表のとおりとなります。

これらの予測結果ですが、まず、ノスリについて、878ページと879ページの表をご覧ください。

こちらは、繁殖環境、採餌環境、餌資源量の改変・減少割合について書かれていまして、いずれの環境も改変割合が低く、同区分の環境が周辺に残存することから、影響は小さいと予想しております。

次に、ウグイスについて、888ページをご覧ください。

こちらは好適生息環境の改変割合について予測されておまして、改変区域の約6割は好適生息環境指数の低い環境であること、指数の高い環境も一部改変される計画ですが、周辺に同区分の環境が存在していること、保安林への風力発電機の設置基数を減少させたことにより、影響は小さいと予測しております。

これらの予測については、資料3-1の10ページの質問番号17-9において、対象事業実施区域に基づいた解析範囲の面積から見た改変区域の割合を基に影響を予測するのではなく、改変後の環境類型に基づく採餌環境好適性区分を求め、改変前後の結果を比較して予測を行うなど、より妥当な予測方法はないのかと聞いたところ、専門家の意見も踏まえ、本事業では、対象種の好適生息環境の改変区域の割合のみではなく、全体の面積に対して好適性の高い範囲をどの程度改変するのかにも着目して予測を行った、ノスリの餌資源量、ウグイスの好適生息環境については、区分の低い範囲を主に改変すると予測された一方、ノスリの好適採餌環境については、保安林への設置基数を減少させたことで区分の高い草地環境の改変量が多くなっている、ただし、ノスリの好適採餌環境については、周辺にも牧草地や牧場が広く存在していることから、影響は限定的なのではないかという

回答を得ております。

次に、景観について、894ページをご覧ください。

こちらの図は、景観の調査地点及び主な眺望方向を示しております。

また、ページが飛びまして、970ページから972ページには、今回の調査地点で垂直見込み角が一番大きい4.2度となっている一般道道523号の眺望景観の予測結果があります。

こちらについて、ほとんどの風力発電機は、ここに限らず、別の場所でも地形に遮断されてあまり視認できないこと、また、今は新島牧ウィンドファームですが、旧島牧ウィンドファームの風力発電機が建ち並ぶ景観が景観資源となっていることもありまして、今後は、本事業の発電機も含め、景観資源となることが想定されることから、景観へのマイナスの影響は与えないと考えられると評価しております。

大分駆け足でしたが、図書についての説明は以上になります。

次に、資料3-1の1次質問について、先ほどからも紹介しているのですが、もう少し追加で説明させていただきます。

まず、3ページの質問番号8-5をご覧ください。

こちらは、方法書における意見にあった黒松内ぶなの森自然学校が活動フィールドとして広く利用しているという部分への対応を確認した際に、適宜、意見交換を実施しますという回答がありましたので、その結果を伺っております。これに対して、事業者からは、ぶなの森自然学校とは、方法書の住民説明会の場で意見交換を行い、その際にミズナラの巨木を活動フィールドとしている旨の意見があった、その後の意見交換は実施していませんが、該当するミズナラの巨木やその周辺は変更しない計画ではあるものの、役場経由で準備書の図書を配付し説明を行うなど、理解に努めます、なお、準備書の説明会では関係者からの意見はありませんでしたとのことです。

次に、10ページの質問番号18-3をご覧ください。

こちらは、景観の予測結果の写真について、幾つかの地点で雲と風力発電機が重なっている写真があり、背景とのコントラストが弱くなることで影響の程度が十分に把握できるとは言い難い状況になっていることについて伺いました。これに対して、事業者からは、計画地は背後の山地に雲が発生することが多く、このような写真になってしまった、今後、住民等から意見があれば、風力発電機の視認性を高めることを検討するとのことです。

こちらについては、本日欠席しております奈良委員から、晴天時の写真を提示してほしい旨の質問に対して、この回答はどうなのだという意見をいただいております。その意見を踏まえて、住民等の意見がなくても修正版の図書をいただければと考えておりますので、2次質問にて提示できないかを改めて確認する予定としております。

最後に、11ページの質問番号22-1をご覧ください。

こちらは、事後調査計画について、踏査の調査員とは実際にどのような者なのか、また、オオジシギの繁殖初期である5月など、集中的な調査についても並行的に行うことについて

て伺いました。これに対して、事業者からは、まず、調査員については、死骸の見落とし等を防ぐため、死骸調査の経験がある者を基本に検討する、専門性の程度が異なる場合がありますが、現地で同定が難しい場合などは写真撮影等により後日に確認することで調査精度を確保できると考えている、集中的な調査については、持ち去り等による影響も考慮し、月4回の調査を計画することとしている、もし今回の死骸調査で特定の種、季節などにバードストライクの影響が懸念された場合は対象を絞って集中的な調査を行うことも有効だと考えているとのことでした。

こちらでも簡単になりますが、説明は以上といたします。

委員の皆様には、先ほどの小樽余市と同様、後ほどメールにて2次質問の依頼をさせていただきたいと考えておりますので、お忙しいところかと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○白木委員 本文のほうでは探せないのですが、Q&Aの質問番号15-5のイヌワシの質問は、放浪中の幼鳥ということに対して、なぜそうした記載をしたのかの理由を聞いているのだと思います。回答には個体は幼鳥であると書いてあるのですが、これは巣立ち後の当歳の幼鳥ということですか。

○事務局（道場主任） そこまで具体的に突っ込んだ確認はできていなかったもので、2次質問で確認させていただいてもよろしいですか。

○白木委員 若鳥であればまた違うのですけれども、一般的に、幼鳥だとその年生まれですよね。これが確認されたのはたしか8月でしたか。本当に幼鳥だとしたら、北海道で生まれたものの可能性が出てきてしまうと思うので、ここはしっかり確認を取っていただくことが必要ではないかなと思うのです。

また、ここに北海道では繁殖していないと書いてありますが、繁殖は確認されていないものの、繁殖している可能性というのはずっと指摘され続けているので、少し留意が必要かなと思いました。

○事務局（道場主任） 質問を作成するときに内容を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ご質問やご意見等がないようですので、非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から希少種に関し質問や意見がある場合は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 特にご要望がないようですので、本議事につきましては非公開審議を行わないこととし、議事を終了いたします。

ここで5分間の休憩を入れたと思います。

[ 休 憩 ]

○露崎会長 それでは、審議を再開いたします。

これより議事（4）に入ります。

環境審議会より依頼のありました地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について、まず、担当課より本日審議を行う事項についての説明をお願いいたします。

○気候変動対策課（尾原補佐） 気候変動対策課の尾原でございます。

本日は、よろしく願いいたします。

お手元の右肩に資料4と書いてある地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についてという資料と左肩に別紙と書いた横資料の二つを用いてご説明させていただければと思います。

資料4は、各スライドの右下の四角にページ番号を振ってございます。

本日は、地域脱炭素化促進区域についてご説明するのですが、まずは、スライドの1ページ目で制度の振り返りをさせていただきまして、続いて、現在、環境審議会で行っている審議の状況を、最後に、環境影響評価審議会にご意見を伺いたいことという三つの流れでご説明させていただければなと思います。

それでは、スライドの1ページをご参照ください。

地域脱炭素化促進事業制度についてでございます。

前回の環境影響評価審議会でもご説明した内容ですが、まず、制度の趣旨です。

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、かつ、適正に環境に配慮し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進することを狙って創設されたものでございます。

なお、本制度は、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギー事業に及ぶものではないため、全ての再生可能エネルギー事業が適用になるといった制度ではございません。

こうした事業を行う区域として、市町村が促進区域というものを定めることができまして、その際に参照すべき環境保全上の観点からの基準として、全国一律の国基準と地域の実情に応じた都道府県基準の二つがございますが、今、北海道では、この都道府県基準の策定に向けて環境審議会に諮問中といったところでございます。

真ん中の四角の枠で囲っているところですが、都道府県基準については、環境省令で定める全国一律の基準に上乘せ、横出しいたしまして、地域の実情、自然的・社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮を求めるための基準として検討しているところでございます。

なお、この都道府県基準に従って促進区域で行われる地域脱炭素化促進事業については、

既存の関係法令の許認可が不要になったり、許認可の基準が緩和されるといったものではございません。

全国一律の国基準と都道府県基準に従って市町村が設定する促進区域については、一番下の上から二つ目に記載しているように、環境保全や社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して市町村が設定し、かつ、その設定の際には、地域との合意形成を図り、再生可能エネルギー導入の適地を設定することとしております。

続きまして、スライドの2ページをご覧ください。

ここからは、環境審議会でのどのような審議を行っているのかをご説明したいと思います。

一番上の都道府県基準の構成の振り返りですが、大きくは、①の市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域で、通常、除外区域と呼んでございますけれども、これは、市町村が促進区域を設定する際に、ここは含めないでください、除外してくださいということを決める基準でございます。

その下の②の考慮対象区域・事項については、促進区域から除くとまでは言わないまでも、促進区域を設定する際に一定の調査なり何なりをして考慮を要する区域や事項を定めることとしております。

その右側に③の適用除外と④の特例事項という記載がございますけれども、③は、①と②の全てを適用除外にするという基準を設けることができる規定となっております。④は、逆に①と②の一部分のみを適用するといった特例事項を設けることができる規定とされているところでございます。

続きまして、下の表に移りまして、環境審議会のこれまでの審議経過でございます。

我々の都道府県基準は、昨年4月に温対法に基づく環境省令と都道府県基準を定めるためのマニュアルが公表されましたので、それ以降、6月と7月に地球温暖化対策部会で制度や進め方を説明させていただきました。その中で、諮問されている環境審議会にも説明が必要だろうということで、8月からは、部会の上の親会である環境審議会において、改めて環境省令やマニュアルに基づいた制度説明をさせていただき、今後の進め方を相談させていただいたところでございます。

左側の項目のところに書いてあるように、まずは地域脱炭素化促進事業の制度と都道府県基準がどんなものかという説明をさせていただいていますが、具体的にどんなものを検討しているのかというのは下の四つの項目のところでございます。環境審議会の中では、具体的な道基準を定める前に、道基準を定めるための道しるべとなる基本的な考え方を取りまとめるべきではないのかというお話をいただきました。

次に、上から3番目の項目ですが、具体的に保全すべき区域や事項を選定した後に、それを除外区域にするのか、考慮対象区域・事項にするのかといった振り分け方の考え方を取りまとめております。

その下の2段ですが、具体的に除外区域をどうするか、考慮対象区域・事項案をどうするか、全てを適用しない適用除外案をつくるのか否か、つくるのであれば、具体的にどん

な基準なのか、また、④の特例事項案についても同様に検討を進めているところでございます。

右側に移っていただいて、9月の環境審議会に一度全てをご提案したところでございますが、まずは基本的な考え方を固めるのが先だろうということで、10月に基本的な考え方の2回目の審議をしていただき、1月にその基本的な考え方と振り分け方を踏まえた①と②の道基準案を審議していただきましたので、以降は、関係する部会やアセス審に意見照会をしてくださいという段になりまして、今回ご説明しているところでございます。

続いて、スライドの3ページをご覧ください。

今ご説明した基本的な考え方がどのようなものを示してございます。

先ほども説明を申し上げたのですが、区域や事項の選定に当たって重視する視点やポイントをまとめたものになります。

大きく三つの柱立てとなっております、一つ目が自然環境の保全、二つ目が防災に資する自然環境の保全、三つ目が第1次産業などが有する重要機能の保全といった視点で、その下の指のマークにあるような視点やポイントを重視しながら保全すべき区域や事項の選定をしていくこととなります。

続きまして、スライドの4ページ目をご覧ください。

こちらは、除外区域と考慮対象区域・事項への振り分け方を示してございます。

まず、除外区域への振り分け方案として、環境審議会には、①の下の四角の中にあるように、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番などで明確にされ、図示されている区域であって、法令などで施設の設置が困難な区域は、除外区域に振り分けることでどうかというご提案をさせていただいているところでございます。

続いて、その下の考慮対象区域・事項への振り分け方の修正案ですが、ここは、促進区域に含めないとは言わないまでも、考慮が必要な区域、事項ですので、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、除外区域に入らないものは、②-1、②-2として、さらに環境配慮を求めていくことで振り分けてはどうかというご提案をさせていただいております。

続いて、スライドの5ページをご覧ください。

こちらは、促進区域に含めないほうがよいとする除外区域案に対して、北海道環境審議会の各委員の方々から具体的にこのような区域や事項を除外区域に設定してはいかがかとご提案していただいたものをまとめたものでございます。

この中で、太字のゴシックにしているところは、先ほどスライドの4ページでご説明した事務局案の振り分け方に従って除外区域に設定したもの、普通のゴシックのところは、②-1、②-2の考慮対象区域・事項に割り振っているものでございます。

続きまして、スライドの6ページでございます。

こちらは、区域、事項の振り分け方案や委員の方々からご提案をいただいた除外区域案

に対しての考察の一つとして、仮にスライドの5ページ目の事項の全てを除外区域とした場合にどんなことになるのかをお示ししたものとなります。

下の表にA案としてまとめておりますが、例えば、上から二つ目にあるように、仮に道立自然公園全域を除外区域に設定すると、その町村では、全体が除外区域に含まれてしまい、この制度を利用することができないといったことが生ずる可能性があります。その下のジオパークや重要里地里山も同様でございます。

一番上にまとめているように、本制度は、地域と合意形成を図りながら再生可能エネルギー事業の導入を促進するものですが、このように除外区域を広げ過ぎると、そもそもの促進区域の設定が不可能となりまして、本制度の趣旨である再生可能エネルギー事業の誘導ができない、また、この制度は使えないこととなりますので、現状と何ら変わらない市町村を生んでしまうおそれがあるということも考慮しながら、この基準を検討することとなるのかなと考えているところでございます。

続いて、スライドの7ページでございます。

こちらは、促進区域を設定できないことによる影響の一例を示しております。

まず、一番上の一つ目の白丸の脱炭素先行地域というのは、環境省が全国100か所程度を脱炭素先行地域に選定いたしまして、一定の交付金を投下して、地域が先行して脱炭素を達成していき、それを水平展開していった日本全体の脱炭素を進めるといった制度でございます。これは、応募した市町村の中から、審査を経て、この脱炭素先行地域が選ばれるところでございますが、この選考に当たっての評価ポイントとして、一番左側の要件のところにある再エネポテンシャルなどを踏まえた再エネ設備の最大限の導入で15点が配分されております。この中で、本制度の促進区域を設定する、または、計画しているという提案でありますと、この15点の配点のうち何点かが加点要素になりますので、この促進区域を設定できないこととなりますと、こうした点についてその他の市町村に対して不利になるといったことがございます。

次に、白丸の二つ目の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業における交付金については、普通の市町村ですと交付金の上限額は15億円ですが、促進区域の中の地域脱炭素化促進事業になりますと交付上限が20億円までアップすることになりますので、同じ再エネ事業をやるのであれば、促進区域の制度を利用したほうが5億円多く上限額が得られることとなります。

最後に、白丸の三つ目ですが、事業者が再エネ事業を行う場合には、この促進区域の制度を利用すれば環境省の補助事業での優先採択や加点対象となる予定になってございます。

スライドの8ページと9ページは、今ご説明した内容を図示したものになります。そのほかのものも書いてありますので、ご参照をいただければと思います。

それでは、今日の本題でございますが、スライドの10ページ目に環境影響評価審議会にご意見をいただきたい事項を大きく二つに取りまとめております。



別紙にお示しした道基準については、この環境影響評価審議会の事務局である環境政策課とも打合せをさせていただいて、発電所アセス省令の別表や発電所に係る環境影響評価の手引を踏まえて作成したものでございます。

まず、この別紙の道基準案に関し、配慮書が省略される観点から、①の除外区域案や②の考慮対象区域・事項に設定されている区域、収集すべき情報及びそれを設定する根拠、適正な配慮のための考え方について、環境影響評価審議会からご意見をいただきたいと思っていますのでございます。

もう一つは、下側の二つ目の白丸にあるように、環境影響評価審議会で実施されている環境影響評価の累積的影響について、配慮書の段階でどのような配慮を求めているのか、ご意見、ご示唆をいただければありがたいところでございます。

その流れで別紙の道基準についてご説明させていただきたいと思しますので、別紙をご覧ください。

まず、表の一番上の①の市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域案については3枚物の資料としてお示ししており、13分の4ページ以降からは、②-1の考慮対象区域・事項についてまとめているところでございます。

道基準案は、そもそも、関係する規制法令で再エネ事業自体が禁止されているような区域はどうやってもできないこととなりますので、この促進区域から除けばよいだろうということで除外区域に設定しているといった点もありますし、先ほど申し上げた配慮書の省略の観点から、道が事業に求めている環境配慮を反映する形でこれを取りまとめていきたいという大きく二つの観点で考えているところでございます。ですから、この除外区域については、例えば、配慮書手続の段階において事業区域から外すよう求めているような地域があれば、そういった観点で区域に過不足があるかという点についてご意見を伺えばよいのかなと考えております。

続いて、13分の4ページから、また、13分の10ページからは、考慮対象区域・事項を取りまとめたものとなります。

それぞれの環境配慮事項として、例えば、13分の4ページの水の汚れについては、収集すべき情報として水資源保全地域、適正な配慮のための考え方として、公共用の水源の取水地点やその周辺の区域については、水資源の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じることを求めてはどうかという案を提示させていただいております。

ですから、これら適正な配慮のための考え方が適切かどうか、ふだん環境影響評価審議会でご求めている環境配慮と比べてどうかという観点でこの資料についてご意見をいただければよいのかなと考えているところでございます。

スライドに戻っていただいて、最後に、11ページの今後のスケジュールについてです。

本年1月13日に5回目の環境審議会を行いまして、その中で、この制度を利用する市町村の意見を聞いてはどうか、また、環境審議会の各部会や環境影響評価審議会などに意見照会をするということになってございますので、今、その手続を進めているところでござ

ざいます。そして、それぞれの市町村の意見ですとか、各部会や環境影響評価審議会から得られたご意見などを環境審議会に持ち帰りまして、さらに審議を進めていただき、この道基準案の答申をいただければと考えております。

最後のスライドの12ページ目は、先行する他府県の設定や検討の状況をお示ししておりますので、ご参照をいただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

**○露崎会長** それでは、ただいまの説明を受けまして、委員の皆様から確認事項も含めて質問や意見等をお願いいたします。

**○白木委員** もしかしたら環境審議会で聞いていたかもしれませんが、忘れていないかもしれないので、確認させてください。

まず、再エネ事業といっても、例えば、風力、太陽光など、いろいろな事業によって出てくる環境が異なるので、その事業別に設定をすることになっていたのではないかなと思うのですが、それは今どんな状況になっているのかということが一つです。

もう一つ、市町村が促進区域にしたいと提案してきたものが環境に対する配慮の面で適切かどうかを判断、評価するのはどこなのかを教えていただければと思います。

**○気候変動対策課（尾原補佐）** まず、一つ目に、この制度が対象としている再エネ事業は、地熱、風力、太陽光、中小水力、バイオマスと五つございますが、今は、ひとまず、その五つに対する基準を全てまとめてお示しして、一緒くたにご議論をいただいているところでございます。それぞれの環境配慮事項に対する議論が深まった段階で施設別に分けてご議論をいただき、行く行くは施設別に基準を設けていきたいと考えているところです。

続いて、二つ目の市町村から提案された地域脱炭素化促進事業が適切かどうかの判断についてですが、従前にご説明したとおり、配慮書の手続が省略されても、アセス法の手続のうちの後段の方法書以降はそのままアセス法の基準が適用になりますので、その中でも判断されますし、市町村が単独で地域脱炭素化促進事業の認定をするわけではなく、地域の専門家なり環境保全団体が入った協議会などで検討され、市町村が認定していくものと考えているところでございます。

**○白木委員** まず、一つ目についてですが、それぞれの事業によって考えられる影響というのはかなり異なってくるのですね。ある事業ではこの項目はもともと考えなくていいとか、これについては非常に重要だとか、大分違いがありますので、それを一緒くたにして議論していくよりは、むしろ一つ一つに分けて議論したほうがやりやすいのではないかなと私は思うのです。これは、全部駄目だということもあるかもしれませんが、いろいろな意見があると思いますけれども、個別の事業ごとに考えていくほうが最終的にはまとまりやすいのかなと思ったところです。

それから、二つ目についてですが、そうなると、配慮書手続がなくなって、次の方法書から審議会にかかるということですか。それは、促進区域の事業としてお金がついたりした形になって出てくるということですよ。一般的なアセス事業ではなく、促進区域の事

業として出てくるわけですか。

○気候変動対策課（尾原補佐） そうでございます。

○白木委員 では、それはもう決定事項ということになるのですよね。促進区域としての計画が決定された形で上がってきて、それ以降の審議をしていくということですか。

○気候変動対策課（尾原補佐） いいえ。例えば、以降の方法書や準備書、評価書の手続の中でどんなご指摘をいただいても、それがまるで反映されずにこの事業が進むということはないと思ってございます。

○白木委員 取りあえず、促進区域に決定されるというのは、こういった審議会を経るわけではなくて、それぞれの市町村において専門家等に確認するということがありますけれども、そこで決まるということですよ。

○気候変動対策課（尾原補佐） 促進区域の設定自体はそうです。温対法の制度上、市町村が促進区域を設定する際には、先ほどご説明した全国一律の国基準やこれから設定しようとしている都道府県基準に従って促進区域を設定することと定められていますので、まずは基準に従って市町村が促進区域を設定するといった制度になってございます。

○白木委員 あくまでも、こういったものをつくったら、それにのっとってやっていただいて、それに対して市町村がこれに適合していると判断されれば、それはもう促進区域として進められるということですよ。

○気候変動対策課（尾原補佐） そうですね。促進区域の設定主体は市町村ですので、市町村のそれが温暖化対策計画に記載されるということで設定されるものでございます。

○露崎会長 そのほかにも、質問や確認事項等でも結構ですが、特にご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

○大原委員 教えていただきたいのですが、これは市町村単位のものなのですね。そこに指定されれば交付金がもらえるとなると、市町村単位で必ずもらいたいという発想が先に出て、北海道内の市町村の至るところが自然を保護するような状況ではなくなり、虫食い状に促進区域が入って、かなり大きな面積で保全したいという発想と逆行するように思うのですが、その辺りは何か考慮されているのでしょうか。

○気候変動対策課（尾原補佐） そういったことも含めて、都道府県が広域的な知見から地域の実情に応じて適正に環境に配慮する観点で定める基準が都道府県基準ですので、今ご指摘にあったことも踏まえながら道基準を検討していくものであると考えているところでございます。

○大原委員 交付金をもらえなかった自治体に対して道が何か配慮するという具体的なアイデアもあるのでしょうか。

○気候変動対策課（尾原補佐） 今はそのようなことは考えてございません。

○大原委員 また、累積的な影響というのは、環境影響評価審議会でもなかなか難しいところで、例えば、私は昆虫が専門ですけれども、最近、風車で落とされている昆虫の量が非常に多いということが分かってきているのです。特に重要種というのではなく、バイ

オマスとしての鳥の餌でもあり、ほかの昆虫の餌でもあり、両生類の餌でもある昆虫たちが大量にそこで減っているみたいだということが分かっているのですね。これは生態系に入るのかもしれませんが、バイオマス自体が劣化していくのではないかとこの点はどこかで評価していただけるのでしょうか。

**○気候変動対策課（尾原補佐）** その点は先ほどもご説明したところですが、これがアセスで行われている配慮書の省略の担保として、我々の道基準を今設定しているという観点から、この環境影響評価審議会の配慮書手続の累積的影響の中で今ご指摘のようなものももう既に求められているというのであれば、我々の道基準についてもそれに倣う必要があるのだらうと思っております。それについては、環境配慮事項の中に、地域を特徴づける生態系への影響ですとか、動物、植物の群落への影響などを設けておりますので、その中でこのような基準で具体的に累積的影響に配慮できるものなのか否かについてご意見をいただければ幸いです。

**○大原委員** 例えば、北海道内にこれだけの風車が建つというのは市町村で切ってしまうとよく分からないと思うのです。そういった全体の数みたいなことはやっぱり道レベルでやらないといけないと思いますので、大きな目でその辺りを規制するようなものが何かあってほしいなと期待しています。

**○露崎会長** ほかにございませんか。

**○白木委員** 今のご説明に関して確認です。

今、環境アセス法の中の配慮書基準に準じたような形でおっしゃっていましたが、これまで伺ってきた説明だと、環境影響評価法のアセスメントと温対法の再エネの促進区域の基準は必ずしも一致する必要はなく、むしろ、地域の特性、自然環境や生活に関する特性を生かすような形で、あるいは、それを保全するような形で独自のものをつくるということが求められているのだと思うのですよね。例えば、アセス法では、累積的影響が今のところはまだしっかり確立されていないですけれども、北海道は自然環境が非常に豊かですし、風車もそのほかのいろいろな事業も多いところなので、むしろそういったことをきちんとやっていただくような形のものを本来はつくるべきではないかなと思うのです。難しいことだと思いますが、必ずしも環境アセス法に縛られるものではないということではなかったかなと思うので、その点について確認させてください。

**○気候変動対策課（尾原補佐）** 制度上、今定めようとしている道基準自体が配慮書省略の担保となりますので、配慮書の省略の担保を達成できるような道基準がつくれば、この制度の目的は達せられるものと考えているところでございます。そういった観点に立てば、ここの環境影響評価審議会が配慮書手続の段階で求めているものを参照し、我々の道基準を定めるのがよろしかろうと考えております。

**○白木委員** 環境審議会では、多分、そういった結論にはなっていなかったのではないかなと思うのですよね。ここにも書いてありますように、上乘せ、横出しもあり得るということで、道独自の基準を使っていこうという趣旨になっていたのではないかなと記憶して

いるのですが、私の記憶違いでしょうか。

○**気候変動対策課（尾原補佐）** これは、全国一律の基準に対して、北海道の地域の自然的・社会的条件に応じた上乘せや横出しの基準が設けられるということでございまして、それは、そもそも、都道府県基準を設定する目的になっているのです。この環境影響評価審議会も、北海道の地域特性に応じて、その事業に対して環境配慮を求めているものだと思っておりますので、それを反映すること自体、もう全国一律の基準に上乘せや横出しをしているといった理解に立っているところでございます。

○**露崎会長** ほかにご意見やご質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○**白木委員** スケジュールに関して、1月から3月までが意見照会となっておりますが、例えば、この環境影響評価審議会への意見照会というのは今日で終わりということですか。そうではなくて、もうちょっと後まで意見を求めるという趣旨ですか。

○**気候変動対策課（尾原補佐）** いいえ。今日、ご説明をした内容について、今後、10日間くらい意見の募集の期間を設けます。今日の審議会が終わった後にご意見を頂戴し、それを踏まえながら取りまとめをさせていただければと考えております。このスケジュールには1月から3月と記載しておりますが、3月以降は話を聞かないということではございません。

○**白木委員** 膨大な対象があるので、多分、今月というのは厳しいかなという気がいたしました。

○**露崎会長** そのほかにございせんか。

○**事務局（石井課長補佐）** 現在、吉中委員が所用により退席されておりますが、この議題に関してコメントをいただいておりますので、紹介させていただきます。

本審議会で検討すべき事項は、除外区域の設定云々ではなく、むしろ適用除外や特例事項ではないかという意見をいただいております。

以上、ご紹介でした。

○**露崎会長** 根拠を知りたいところですが、それは置いておきまして、それを踏まえてご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

なければですけれども、実は、昨日、日本生態学会の再生可能エネルギー検討委員会で全く同じ表を見せられて、あれっと思ひながら見ていたので、確認をしたいと思ひます。

資料の12ページはいい事例になっていると思うのですが、長野県と徳島県では選択事項が全然違いますよね。これくらい可塑性は認められているということなのですか。

○**気候変動対策課（尾原補佐）** はい。それこそ地域の実情に応じて都道府県がそれぞれ定めるといったこと以外の縛りは特にありません。

○**露崎会長** 私は、ここの環境影響評価審議会では、促進区域というより、除外区域をどうするかを決めたら我々の任務は達成なのではないかという意識があつて、それでこの12ページが気になっているのです。ですから、どうせ審議をするのだつたら、この黒丸をつけるところは、でき得れば、北海道らしく、ここはやっぱり駄目だよねというところを

選べればいいのかなど思っているところです。

もう一つ、細かいことで、これを見ていて分からなくなってしまったので、確認したいのですが、例えば、黒丸の全部を満たしていないと除外区域になるということではないですよ。逆に一個でも黒丸だったら除外区域になるのですか。

○気候変動対策課（尾原補佐） 例えば、長野県のものは、水道水源保全地区を除外区域として設定したという意味合いの黒丸ということでございます。

○露崎会長 ということは、一個でも黒丸になっていれば除外区域になるのですね。

○気候変動対策課（尾原補佐） もちろん、そうでございます。例えば、何個以上、何かを設定しないと除外区域として認められないということにはございません。

○露崎会長 また、幾つか見ていると、これは線が引けないよねという場所指定が入っているところもあると思うので、ここからはつくってはいけませんときっちりと言うためにも、できれば線の引けるやつで決めていただけるとありがたいなとは思っておりました。

○気候変動対策課（尾原補佐） これは、我々が道基準をつくって、市町村が具体的に促進区域を設定する段になったとき、どこまでを除けばいいのかが分からない基準になってしまいますと、制度を活用する市町村が事務的に困ると思いますので、その点は明確にしていってほしいのだらうなと考えているところでございます。

○露崎会長 もう一つ確認したいのは、効力の問題になってくるのかもしれませんが、道でここを黒丸にしようとしたものを最終判断するのは市町村ですよ。そうすると、市町村では、道はここを黒丸にしたけれども、やっぱり、これは白丸だよといいますか、なくていいというようなことはどこまで可能ですか。

○気候変動対策課（尾原補佐） 温対法の中で都道府県基準に従って定めることとされておりまして、そこで法的拘束力が担保されておりまして。

○露崎会長 であれば、私といたしましては、ますます北海道らしく自然に関係したものはどんどん黒丸にしてほしいという意見ですね。

ただ、気になっていることとして、20億円が15億円になってしまうよという話をしていたんですが、考えてみれば、環境影響評価審議会は、基本的には、経済的な問題にはあまり触れずに、まず、自然をどうやって残すかというほうに視点が行っているので、経済的な部分をどうクリアするかというのはそちらで考えてくださいというのが本音ではあります。例えば、抜け道と言ったらなんですが、除外区域であるものの、特例でそうではなくすることができるのが④だと言っていましたけれども、そういうものを活用するという方向で、除外区域には既存の法律で指定されている地区で自然に関係するものをなるべく入れてほしいというのが私の意見です。

○気候変動対策課（尾原補佐） この制度は、例えば、この環境影響評価審議会の中で事業に対して求めてきた環境配慮を緩める、もしくは、既存の関係法令の規制を緩めてまで、再エネを推進していくというものではございませんので、関係法令の規制とこの環境影響評価審議会でもだん事業に求めている環境配慮を参照しつつ、それと整合を図りながらこ

の道基準を諮ることで、これまで求めてきた適正な環境配慮に見合った道基準にしていきたいと考えているところでございます。

○露崎会長 そのほかにご意見等はございませんか。

○白木委員 会長からできるだけ区域がはっきりしているものは除外区域にというご提案がありましたが、私も基本的にはそれがよいと思っています。

また、例えば、道から出された案の黒く塗られていないところですが、重要湿地やIBAなどの区域も、道としては、除外区域ではなく、配慮の必要な区域とするという案を出されていますよね。私も、物によってはそういった考え方もありで、全部を除外区にしないと駄目だとは思いません。ただ、先ほどの話と関連しますが、判断するのは市町村ですよ。たとえば、地方の市町村にいる、有識者といっても非常に限られますし、全然ないような場所もあります。札幌だったら可能なのかもしれませんが、地方の市町村のなかにはアセスであつまっている様々な影響の有無や程度を判断するのは現実的に無理なところもあると思うのですよ。除外区域になっていけば問題ないと思うのですが、除外区域以外で配慮が必要な保全すべき場所については、その配慮とはどうだったら良しとするのか、どうだったら悪影響があるとするのかということが明確に示されることがすごく重要だと思います。

例えば、道案では除外区にはなっていない重要湿地について、これは影響があるかないかを市町村がどうやって調査し、どうやって影響の有無を判断するのかがしっかり示せるのであれば、そのような判断根拠がはっきりしている提案ができるのであれば考慮を要する区域としてもいいのかなと思うのですが、それが難しい場合は、やっぱり、市町村によってはそれを任せるのは難しいと思います。ですから、一つの考え方としては、その基準が明確に出せないような、区域としてはっきりしているような、保護指定区域みたいなところはやはり除外するべきではないかなと考えます。それ以外のところ、要するに、こうだったら影響があると判断するという適正な配慮のための考え方の客観的な根拠が示せるようなところであれば、もちろん対象によるとは思いますが、こちらの考慮対象区域・事項に入れてもいいのかなと考えました。まさに適正な配慮のための基準みたいなものをこのアセス審議会のほうで提案するとか、意見を求めるとか、そういった形で進めていくのはどうなのかというのが私からの意見です。

○露崎会長 そのほかにも、個人的に思うことも含めての意見でも結構ですので、よろしくお願いたします。

○大原委員 先ほどの会長の意見に全面的に賛成です。

また、北海道ならではということであれば、自然を見に観光で来ている方も結構いらっしやると思いますし、大型獣が多いというのも北海道の特徴だと思うのですよね。ですから、一定の面積においていい状態の自然を残すような方向でぜひ検討していただければと思います。そのときは、やっぱり市町村単位だといろいろ厳しいことがあると思いますので、その辺りを道のほうでうまく調整していただければ、北海道らしさといいますか、北

海道はやっぱり自然がすごいよねというのが世界的にも有名になるのではないかなと思いました。

○露崎会長 そのほか、ご意見や今言っておいたほうがいいことがありましたらよろしくお願いします。

今日、何か結論を得るというものではないですね。

○気候変動対策課（尾原補佐） 先ほども申し上げたとおり、この後も一定の期間を設けてご意見をいただければなと思っておりますし、そのご意見も踏まえながら、今後の進め方について会長とも相談をしていきたいなと思ってございます。

○露崎会長 そのほかにございませんか。

○白木委員 意見がすごく広範囲にわたっていて、環境審議会から求められているような意見がなかなか反映されにくいのではないかなという気がするので、例えば、こういうことに関して意見を求めたいというように切り口をもう少しはっきりさせていただけると意見を出しやすいのかなと思います。先ほどの考慮を要する区域に対する適正な配慮のための考え方の判断基準を示してはいかがかというのはそのための一つの私の案でした。

ほかにもいろいろあると思うのですが、実際に区域を設定していくに当たって必要だと考えられる、実際に求められる意見をもう少し具体的にこの審議会に投げただけると次につながりやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○気候変動対策課（尾原補佐） 我々としては、今、別紙として道基準をお示しして、それぞれの環境配慮事項について、こういったことを保全対象として、このような適正な配慮を求めてはどうかということをご提案させていただいておりますので、これに対して環境審議会の配慮書手続の段階でふだん求めている環境配慮に照らして足りているのか足りていないのかというご意見をいただければ幸いです。

○露崎会長 そのほかにご意見等がございましたらよろしくお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 この後、10日間くらい意見を募集するということですが、意見の収集方法については後ほど連絡があるそうですので、そのときには本音でよろしく願いいたします。

それでは、ほかにご意見やご質問が今は出ないようですので、本議事についての審議を終了したいと思います。その前に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 本日も発言をなさらなかった方もご意見やお気づきの点などがあると思いますし、本日も欠席の委員の方にもご意見をお伺いする必要があると考えておりますので、先ほど会長からもありましたように、まずは10日後の3月20日を目処に事務局までお知らせいただきたいと思います。宛先等は改めてご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○露崎会長 それでは、本議事についての審議を終了いたします。

これをもって本日の議事は全て終了いたしました。



環境影響評価審議会の事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

**○事務局（石井課長補佐）** 本日は、4件の議事につきまして、長時間にわたりご審議をいただき、どうもありがとうございました。

次回の審議会についてはこれから委員の皆様には日程の照会をさせていただきたいと考えておりますが、前回の審議会の最後でも触れましたように、委員の任期は4月25日までとなっております。皆様には既に委員の継続についてご相談させていただいておりますが、間もなく新たな任期での委員就任について正式な手続を取らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会の日程はまだ調整を始めておりませんが、現在の審議案件の進捗状況やこれから発生する見込みの案件の様子などから、今のところ、新しい任期に入ってから5月の開催を考えております。従いまして、現在の第22期の審議会は本日が最後になる見込みですが、本日もご欠席されております笠井美青委員につきましては、ご都合により今限りで退任されるご意向であり、委員から皆様にご挨拶を預かっておりますので、ここで紹介させていただきます。

このたび、委員の任期を迎えて退任することになりました。在任中は大変お世話になりました。私個人に至らない点が多くあったかと思いますが、審議会にて皆様からの多角的かつ専門的な意見を伺いながら、発電施設建設が環境に与える影響を実際に審議させていただく機会は私にとって大変有意義なものでした。

これからも風力発電や地熱発電が一層進められていく中で、審議会の果たす役割も大きくなっていくように思います。皆様のますますのご活躍を応援しております。

どうもありがとうございました。

以上のメッセージを承っております。

任期自体はまだ1か月余りございますが、笠井美青委員におかれましては、これまで4年間、委員を務めていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、現在の第22期の審議会の最後に当たりますので、環境政策課長であります阿部より、一言、ご挨拶を申し上げます。

**○阿部環境政策課長** それでは、事務局を代表いたしまして、挨拶をさせていただきます。

露崎会長をはじめ、委員の皆様には、いつも大変お忙しい中、本審議会にご出席をされ、ご専門の立場から非常に有益で貴重なご意見をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

今後も多くの案件審議が見込まれているほか、現在、国の方針の公表待ちとなっております環境影響評価制度の見直しの審議の再開も予定される中、このたび多くの皆様には委員再任のご了解をいただいたことは大変心強く感じているところでございます。

道といたしましては、環境アセスメント制度の適正な運用に努め、恵まれた自然と共生する地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

○事務局（石井課長補佐） 事務局からは以上でございます。

### 3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了したいと思います。  
長い時間、お疲れさまでした。

以 上